

# 重粒子線がん治療施設整備運営事業

## 実施方針

平成 25 年 6 月 28 日

地方独立行政法人大阪府立病院機構

## 《 目 次 》

第1 事業内容に関する事項	1
1 事業内容に関する事項	1
(1) 事業名称	1
(2) 実施主体	1
(3) 整備する施設	1
(4) 事業目的等	1
(5) 事業方式	2
(6) 業務概要	3
(7) 事業期間	3
(8) 民間事業者の収入	4
(9) 民間事業者の負担	4
(10) 事業期間終了時の措置	4
(11) 事業に関連する法令等の遵守	4
第2 応募者等の募集及び決定に関する事項	5
1 応募者等の募集及び民間事業者の決定方法	5
2 民間事業者決定の手順及びスケジュール（予定）	5
3 応募者等の備えるべき要件	5
(1) 応募者等の構成	5
(2) 応募者等に共通の要件	6
(3) 運営事業者以外の各業務を行う事業者の資格等要件	8
(4) 応募書類の受付日以降の取り扱い	10
4 審査及び選定に関する事項	10
(1) 審査に関する基本的な考え方	10
(2) 民間事業者の決定・公表	10
(3) 民間事業者を決定しない場合	11
5 提出書類の取り扱い	11
(1) 著作権	11
(2) 特許権等	11
6 契約に関する基本的な考え方	11
(1) 基本協定及び定期借地契約の締結	11
(2) 新組織の設立	11
7 応募に伴う費用負担	12
第3 民間事業者の義務の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	12
1 リスク分担の考え方	12
(1) リスク分担の基本的な考え方	12
(2) 予測されるリスクと責任分担	12
(3) 保険	12

2	民間事業者の義務の履行に関する事項	12
(1)	借地保証金	12
(2)	定期借地権	13
(3)	定期借地権及び本施設の譲渡	13
第4	本施設の事業場所、施設内容及び運営内容など施設条件に関する事項	13
1	事業場所に関する事項	13
(1)	事業場所の概要	13
(2)	法的条件	13
(3)	道路条件	14
(4)	その他条件	14
(5)	病床について	15
2	定期借地に関する事項	15
(1)	定期借地の期間	15
(2)	定期借地の借地料	15
(3)	借地料の改定	15
3	本事業の要求水準	16
(1)	本施設の施設内容	16
(2)	装置内容	17
(3)	本施設の運営内容	17
4	本事業に関する病院機構の関与	18
(1)	運営評価委員会（仮称）の設置	18
(2)	成人病センターの民間事業者に対する支援内容	18
(3)	民間事業者に対する事業実施状況のモニタリング	18
第5	契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項	19
第6	事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項	19
1	事業の継続が困難となった場合の措置	19
(1)	民間事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合	19
(2)	病院機構の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合	20
(3)	いずれの責めにも帰さない事由により事業の継続が困難となった場合	20
第7	「関西イノベーション国際戦略総合特区」の区域指定について	20
第8	その他本事業の実施に関し必要な事項	20
1	実施方針に対する質問等の受付	20
2	実施方針に対する質問への回答・公表	21
3	実施方針の変更	21
4	募集要項等に対する質問・意見等の受付	21
5	情報提供	21
6	使用する言語、単位、通貨及び時刻	21
7	担当部署	21

〔別紙1〕 遵守すべき関係法令等.....	22
〔別紙2〕 リスク分担（案）.....	24
別添資料1 付近見取り図	
別添資料2 計画敷地図	
別添資料3 インフラ供給施設整備状況図	
別添資料4 文化財調査範囲図	

◆参考：本実施方針における用語の定義等

用語	定義等
応募者	本事業への参加を希望する民間事業者。なお、応募者は、他の応募者等になることはできない。
協力事業者	本事業の実施にあたり、応募者に対して協力する者。なお、協力事業者は、他の応募者の協力事業者になることができる。
応募者等	応募者及び協力事業者
参加事業者	単独の事業者で応募者となる応募主体
参加グループ	複数の事業者で応募者となる者の応募主体
代表事業者	参加グループを統括する事業者
構成事業者	参加グループを構成する事業者のうち、代表事業者以外の事業者

## 第1 事業内容に関する事項

### 1 事業内容に関する事項

#### (1) 事業名称

重粒子線がん治療施設整備運営事業

#### (2) 実施主体

地方独立行政法人大阪府立病院機構理事長 遠山 正彌

#### (3) 整備する施設

重粒子線（炭素線）がん治療施設

#### (4) 事業目的等

大手前地区において、大阪府立成人病センター（以下「成人病センター」という。）をはじめとする医療機関と連携し、長期間にわたり、安全で質の高い最先端のがん治療を府民に提供する。

##### ① 粒子線がん治療の導入

粒子線がん治療には、がん病巣のみにピンポイントで照射できるという優れた特徴がある。従来の放射線治療で用いる X 線に比べて副作用を最小限に抑えることができ、これまで外科手術や従来の放射線治療では、十分な効果が得られなかったがんに対しても、良好な治療成績を示すものであり、国における先進医療にも位置づけられている。

また、府内における粒子線がん治療の適応患者数は、毎年約 2,400 人と推計されており、治療効果などを勘案し、粒子線がん治療を導入する。

##### ② 重粒子線（炭素線）がん治療施設の整備

重粒子線は、陽子線に比べて照射回数が少ないため、治療に伴う患者の身体的負担が小さく、より多くの患者の治療が可能である。また、X線治療（IMRT：強度変調放射線治療等）の進歩により、陽子線のX線に対する優位性が薄れてきているといった意見もあるなか、成人病センターにおいては、IMRT等により優れた治療実績を挙げており、隣接地に粒子線がん治療施設を整備するにあたっては、重粒子線に優位性がある。

整備費用や整備期間については、陽子線に優位性が認められるものの、治療効果が高く、より多くの患者の治療を行うことが可能であり、他施設との競合の可能性の低い重粒子線がん治療施設を整備する。

##### ③ 大手前地区への整備・成人病センターとの連携

大手前地区において建替えが進められている成人病センターの隣接地に、粒子線がん治療施設が整備され、治療、研究などの面で成人病センターと連携を図ることにより相乗効果が期待

でき、府民にさらなる高度ながん治療を提供するうえで大きなメリットとなる。

また、府の政策医療として、その中心的役割を担う成人病センターの臓器別のがん専門医によるサポートを受けることができるため、効果的な治療法の検討を進めることが可能となる。

したがって、大手前地区に粒子線がん治療施設を整備することにより、がん患者は多様な治療法の中から患者の症状に最適な治療方法を選択したり、通院による治療を受けたりすることができるなど、府民に対して安全で質の高い医療を提供することが期待できる。

#### ④ 民設民営

府民に安全で質の高い医療の提供を実現するためには、成人病センターに加え、府内のがん診療拠点病院等との積極的な連携による治療が必要である。そのため、他の医療機関でも利用しやすい共同施設的な性格を持たせることが有効と考えられる。

こうしたことなどから、民間のノウハウを活用しながら、より柔軟な運営が可能となるよう、民設民営により施設を整備、運営する。

#### ⑤ 府民への最先端のがん医療の提供

重粒子線がん治療施設は、府民に対して、身近な場所で安心して最先端のがん医療を提供することを目的に整備を進めるものである。そのため、重粒子線がん治療施設については、未だ粒子線による治療法が確立しているとは言い難い難治がんについても治療法の検討を進めていくことが求められる。

また、放射線治療の分野は技術革新がめざましく、重粒子線がん治療においては、スキャニング照射法の実用化や回転ガントリーの開発などが進められていることから、本重粒子線がん治療施設の設備については、こうした技術革新へ対応することが望ましい。

### (5) 事業方式

重粒子線がん治療施設整備運営事業（以下「本事業」という。）は、本事業を行う事業者として選定された民間事業者（以下「民間事業者」という。）が、重粒子線（炭素線）を利用した粒子線がん治療施設（以下「本施設」という。）を整備・運営する方式とする。

大阪府立病院機構（以下「病院機構」という。）は、事業場所に借地借家法（平成3年法律第90号）第23条に定める定期借地権（事業用定期借地権）を設定し、民間事業者に貸し付ける。定期借地契約の期間は、本施設の運営期間に建設工事期間と解体撤去期間を加えたものとする。

民間事業者は、重粒子線がん治療施設を病院機構の提示する要求水準及び民間事業者の提案に基づいて自らの費用負担により設計・建設する。

民間事業者は、本施設完成後、本施設を所有し、運営期間を通じ、自らの費用負担により運営を行う。

民間事業者は、運営期間終了後、自らの費用負担により本施設を解体撤去する。

## (6) 業務概要

民間事業者が行う業務は以下のとおりとする。

なお、現在想定している病院機構と民間事業者の業務分担は以下のとおりである。

業務分類	業務内容	病院機構	民間事業者
設計業務	本施設の設計業務		
	事前調査（現況測量など）		○
	近隣住民等への説明		○
	基本設計、実施設計		○
	本施設整備に伴う各種申請		○
建設業務	本施設の建設業務		
	近隣調査・準備検査など		○
	建設工事		○
	完了検査・完了確認		○
	登記		○
工事監理業務	本施設の工事監理業務		○
装置設置業務	重粒子線がん治療装置の設置業務		○
運營業務	本施設の運營業務		
	運営（治療）計画の策定		○
	重粒子線がん治療等		○
	運営（治療）するための人材の確保		○
本施設の維持管理業務	本施設の維持管理業務		○
装置の保守点検業務	重粒子線がん治療装置の保守点検業務		○
本施設の所有	本施設の所有		○
解体撤去業務	運営期間終了後の解体撤去業務		○
用地の所有	本施設に係る用地の所有	○	
用地の貸付	本施設に係る用地の貸付業務	○	
各業務の確認	民間事業者の業務内容の確認	○	

## (7) 事業期間

本事業の事業期間は、基本協定の締結日から、本施設の設計・建設期間、本施設の運営期間に、本施設の解体撤去を加えた期間とする。

定期借地期間は、本施設の建設期間、本施設の運営期間に、本施設の解体撤去を加えた期間とする。

本施設の設計・建設期間、運営期間、解体撤去期間については、民間事業者の提案とする。

なお、提案にあたっては、本施設の運営開始日（本施設の開設日とする。）を平成 29 年度中とし、建設期間は 24 ヶ月以内、運営期間については概ね 30 年間、解体撤去期間は 12 ヶ月以内とすること。

#### **(8) 民間事業者の収入**

本施設の運営（がん治療等）を行うことにより得られる治療費収入等については、民間事業者の収入とする。なお、治療費等の価格については、運営状況を考慮して設定できるが、類似施設とのバランスを考慮して適切に設定すること。

#### **(9) 民間事業者の負担**

民間事業者は、本施設の設計、建設、運営、維持管理、所有、解体撤去に係るすべての費用を負担する。

また、民間事業者は、事業場所への定期借地権の設定に際し、病院機構へ借地保証金として、本施設の解体撤去費相当額及び提案借地料の12ヶ月分相当額を預託し、定期借地期間中、借地料を病院機構に支払う。

#### **(10) 事業期間終了時の措置**

事業期間終了時まで、民間事業者が本施設を解体・撤去し事業用地を更地にして返還することを原則とする。また、更地とは、土壌汚染の除去等の措置を行い、地下の基礎構造までを除却した状態をいう。

#### **(11) 事業に関連する法令等の遵守**

民間事業者は、本事業の実施にあたり必要とされる関係法令等を遵守しなければならない。なお、遵守すべき関係法令等は〔別紙 1〕及び募集要項等に示す。



## 第2 応募者等の募集及び決定に関する事項

### 1 応募者等の募集及び民間事業者の決定方法

病院機構は、透明性及び公平性を確保しつつ、公募型プロポーザル方式により応募者を広く募集する。なお、応募者は、本事業の実施にあたり、協力事業者の協力を得ることができるものとする。

民間事業者の決定にあたっては、本事業の実施に係る提案内容を評価することとし、その旨をホームページに掲載し公告する。

### 2 民間事業者決定の手順及びスケジュール（予定）

民間事業者決定にあたっての手順及びスケジュールは、次のとおりである。

スケジュール（予定）	内容
平成25年 6月	実施方針の公表
7月中旬	実施方針に対する質問等の受付
7月下旬	実施方針に対する質問等への回答の公表
7月下旬	募集要項等（募集要項、民間事業者決定基準、様式集、基本協定（案）、定期借地契約書（案））の公表
9月上旬	募集要項等に対する質問等の受付
9月下旬	募集要項等に対する質問等への回答の公表
10月	応募予定者への整理番号の交付
11月	応募書類の受付
11月	プレゼンテーションの実施
12月	民間事業者の決定及び公表
平成26年 1月	民間事業者との基本協定の締結
平成27年 4月以降	定期借地契約の締結

### 3 応募者等の備えるべき要件

応募者及び協力事業者（以下「応募者等」という。）の備えるべき要件等（以下「応募資格」という。）は次のとおりとする。

#### (1) 応募者等の構成

- ① 応募者は、参加事業者または参加グループとする。  
参加グループは、代表事業者及び構成事業者から成り、代表事業者が応募手続きを行うものとする。
- ② 参加事業者は運営業務を行う事業者（以下「運営事業者」という。）とし、参加グループにあつては運営事業者を代表事業者とする。
- ③ 運営事業者は、平成20年4月1日から応募書類の受付日までの期間にわたり医療施設の経営実績を有する医療法人、学校法人、社会福祉法人、社団法人、財団法人又は医療法上の公的医療機関（以下「医療法人等」という。）のいずれかであること。また、以上の要件を満たす医療法人等が、本施設の運営業務を行うことを目的として、新たに医療法人等を設立

することは可能である。なお、本事業を遂行するための新たな医療法人等を設立する場合は、医療法人等の管理者を参加事業者若しくは代表事業者の管理者と同一の者にするなど医療法人等の継続性を確保することとし、定期借地契約締結日（平成 27 年 4 月以降で別途定める。）までに、本施設の運営業務を行う新たな医療法人等を設立すること。

④ 応募者は、構成事業者及び協力事業者が実施する業務を応募書類提出時に明らかにするものとする。

⑤ 応募者及び応募者と相互に資本面又は人事面において関連のある者は、他の応募者等になることはできないものとする。ただし、協力事業者は他の応募者の協力事業者になることができるものとする。

なお、「資本面において関連のある者」とは、ある事業者が、直接又は間接に他の事業者の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている場合における、当該事業者と他の事業者をいい、「人事面において関連のある者」とは、ある事業者の代表権を有する役員が他の事業者の代表権を有する役員を兼ねている場合における、当該事業者と他の事業者をいう（以下 (2) ⑭及び⑮において同じ。）。

⑥ 応募者等のうちの一者が、本事業における各業務を複数兼ねて実施することを妨げないものとする。また、業務範囲を明確にした上で、応募者等の間で一の業務を分担することを妨げないものとする。

⑦ 応募書類の受付日以降、基本協定締結の日まで、原則として、応募者等の変更若しくは追加又はその実施する業務の変更を認めない。

ただし、構成事業者若しくは協力事業者の変更若しくは追加又はその実施する業務の変更については、当該変更等が、やむを得ないものであり、かつ応募書類の受付時点での応募資格を満たしていたことが確認できる場合は認めるものとする。

## (2) 応募者等に共通の要件

応募者等は、応募書類の受付日において次の要件を満たしていることを要する。

① 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人

イ 民法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 149 号）附則第 3 条第 3 項の規定により、なお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治 29 年法律第 89 号）第 11 条に規定する準禁治産者

ウ 被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていない者

エ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 17 条第 1 項の規定による契約締結に関する同意権付与

の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者  
オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な親権者の同意を得ていない者

- ② 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条の規定による破産手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 255 条第 1 項の規定により復権した場合にあっては、破産手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- ③ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者については、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- ④ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る同法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。）があった場合には、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- ⑤ 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条第 1 項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 107 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。
- ⑥ 大阪府の区域内に事業所を有する者にあつては、府税に係る徴収金を滞納していないこと。
- ⑦ 大阪府の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事業所の所在地の都道府県における最近 1 事業年度の都道府県税に係る徴収金を滞納していないこと。

- ⑧ 最近 1 事業年度の消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- ⑨ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 26 条第 2 項の規定による事務所の閉鎖命令を受けていないこと。
- ⑩ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 28 条第 3 項又は第 5 項の規定による営業停止の処分を受けていないこと。
- ⑪ 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）上の行政処分等の措置若しくは健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）上の行政処分等の措置を受けている者でないこと。
- ⑫ 大阪府立病院機構入札参加停止要綱（平成 23 年 4 月 1 日施行）に基づく入札参加停止措置を受けていない者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しない者であること。
- ⑬ 大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく応募除外措置を受けていない者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しない者であること。
- ⑭ 本事業のアドバイザー業務に関与している者又はこれらと資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。本事業のアドバイザー業務に関与している者は以下のとおりである。
  - みずほ総合研究所株式会社
  - 西村あさひ法律事務所
- ⑮ 4(1)に定める「重粒子線がん治療施設整備運営事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）」の委員が属する組織又はその組織と資本面若しくは人事面において関連のある者でないこと。
- ⑯ 刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）に基づく逮捕、書類送検若しくは起訴又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）違反による勧告若しくは告発等の措置を受けている者でないこと。
- ⑰ 病院機構から損害賠償請求を受けていない者（応募書類の受付日以前に請求を受け、応募書類の受付日において、損害賠償金を納付していない者を含む。）であること。

**(3) 運営事業者以外の各業務を行う事業者の資格等要件**

応募者等のうち各業務を行う事業者は、応募書類の受付日において次の要件を満たしていることを要する。

① 設計業務を行う事業者

本施設の設計業務を行う事業者（以下「設計事業者」という。）は次のア及びイの要件を満たしていること。なお、複数の設計事業者で業務を分担する場合は、少なくともそのうちの一人が満たしていること。

ア 建築士法第 23 条第 1 項及び第 3 項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

イ 粒子線がん治療施設（重粒子線、陽子線は問わない）若しくは医療用・工業用・研究用を問わず放射線（1 MeV 以上）関連施設の設計実績を有していること。

② 工事監理業務を行う事業者

本施設の工事監理業務を行う事業者（以下「工事監理事業者」という。）は次のア及びイの要件を満たしていること。

なお、複数の工事監理事業者で業務を分担する場合は、少なくともそのうちの一人が満たしていること。

ア 建築士法第 23 条第 1 項及び第 3 項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

イ 粒子線がん治療施設（重粒子線、陽子線は問わない）若しくは医療用・工業用・研究用を問わず放射線（1 MeV 以上）関連施設の工事監理実績を有していること。

③ 建設業務を行う事業者

本施設の建設業務を行う事業者（以下「建設事業者」という。）は次のア及びイの要件を満たしていること。

なお、複数の建設事業者で業務を分担する場合は、少なくともそのうちの一人が満たしていること。

ア 建築一式工事に係る「大阪府建設工事一般競争（特定調達）応募資格」の認定を受けていること。

イ 粒子線がん治療施設（重粒子線、陽子線は問わない）若しくは医療用・工業用・研究用を問わず放射線（1 MeV 以上）関連施設の建設実績を有していること。

④ 装置の設置業務を行う事業者

重粒子線がん治療装置の設置業務を行う事業者（以下「装置設置事業者」という。）は次のアの要件を満たしていること。

なお、複数の装置設置事業者で業務を分担する場合は、少なくともそのうちの一人が満たしていること。

ア 粒子線がん治療装置（重粒子線、陽子線は問わない）の製造実績を有していること。

⑤ 装置の保守点検業務を行う事業者

重粒子線がん治療装置の保守点検業務を行う事業者（以下「装置保守事業者」という。）は

次のアの要件を満たしていること。

なお、複数の装置保守事業者で業務を分担する場合は、少なくともそのうちの一者が満たしていること。

ア 粒子線がん治療装置（重粒子線、陽子線は問わない）の保守点検実績を有していること。

#### (4) 応募書類の受付日以降の取り扱い

応募資格を有すると認められた応募者等が、応募書類の受付日以降に応募資格要件を満たさなくなった場合、応募者は、病院機構に対し速やかにその旨を報告するものとし、以後の措置は以下によるものとする。

① 応募書類の受付日から基本協定締結の日までに応募者等が応募資格を満たさなくなった場合は失格とする。ただし、当該応募者等が代表事業者以外の構成事業者若しくは協力事業者で、かつ、構成事業者若しくは協力事業者の変更若しくは追加又は実施する業務の変更（以下、本①において「変更等」という。）により、変更等の後の応募者等が、応募書類の受付時点において応募者等としての資格を満たしていたことが確認できるときは、変更等を認め、応募者等を失格としないものとする。

② 基本協定締結の日の翌日から定期借地契約締結の日までに応募者等が応募資格を満たさなくなった場合は、定期借地契約を締結せず又は基本協定の解除を行うことがある。この場合、病院機構は一切の責めを負わないものとする。

ただし、当該応募者等が構成事業者若しくは協力事業者で、かつ、構成事業者若しくは協力事業者の変更若しくは追加又は実施する業務の変更（以下、本②において「変更等」という。）により、変更等の後の応募者等が、応募書類の受付時点において応募者等としての資格を満たしていたことが確認できるときは、変更等を認めるものとする。

## 4 審査及び選定に関する事項

### (1) 審査に関する基本的な考え方

提案の審査にあたっては、学識経験者等で構成する選定委員会を設置し、民間事業者決定基準（以下「決定基準」という。）を策定し、選定委員会において決定基準に基づいて提出された提案書の審査を行い、最優秀提案を選定する。病院機構は、この選定結果に基づき民間事業者を決定する。決定基準については、後日公表する予定である。

なお、選定委員会の委員名は民間事業者の決定後に公表する予定である。

また、審査の公正を損なう行為を行った応募者等は失格とする。

### (2) 民間事業者の決定・公表

病院機構は、選定委員会の審査結果を踏まえ民間事業者を決定し、ホームページ等で公表する。

### (3) 民間事業者を決定しない場合

応募者等の募集、審査・民間事業者の決定において、応募者等がない、又はいずれの応募者等の提案内容とも適当でないと判断した場合には、民間事業者を決定しないこととする。

## 5 提出書類の取り扱い

### (1) 著作権

本事業に関する提案書の著作権は応募者等に帰属する。ただし、病院機構は、審査結果等の公表、本事業に関する報告等のために、応募者等から提出された提案書などの書類を無償で使用することができるものとする。

なお、応募者等から提出された提案書などの書類は応募者等に返却しない。

### (2) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等、法令その他の規定に基づいて保護される第三者の権利を使用した結果生じた責任は、提案を行った応募者等が負うものとする。

## 6 契約に関する基本的な考え方

### (1) 基本協定及び定期借地契約の締結

病院機構は、民間事業者との間で、定期借地契約の締結に向けた基本的な事項に係る協定（以下「基本協定」という。）を締結した後、定期借地契約を締結する。

### (2) 新組織の設立

応募者等の提案により、病院機構と基本協定を締結した民間事業者が、本事業を遂行することを目的とした以下の新たな組織を設立することを可能とする。なお、本事業を遂行するために以下の新たな組織を設立する場合は、定期借地契約締結日までに、本事業を遂行する新たな組織を設立するものとする。

#### ① 医療法人等

新たな医療法人等を設立する場合は、管理者を参加事業者若しくは代表事業者の管理者と同一の者にするなど医療法人等の継続性を確保すること。

#### ② 特別目的会社

特別目的会社（以下「SPC」という。）を設立する場合は、会社法に定める株式会社とする。

当該 SPC は、本事業を遂行することのみを目的とするものとし、民間事業者は当該 SPC に出資するものとする。民間事業者は、本事業が終了するまで当該 SPC の株式を保有するものとし、担保権等の設定、譲渡その他一切の処分を行ってはならない。ただし、病院機構が書面により事前に承諾した場合は、この限りではない。

当該 SPC の本店は、大阪府内に置くものとする。

③ 特定目的会社

特定目的会社（以下「TMK」という。）を設立する場合は、資産の流動化に関する法律に基づく特定目的会社とする。

当該TMKは、本事業を遂行することのみを目的とするものとし、民間事業者は当該TMKに出資するものとする。民間事業者は、本事業が終了するまで当該TMKの株式を保有するものとし、担保権等の設定、譲渡その他一切の処分を行ってはならない。ただし、病院機構が書面により事前に承諾した場合は、この限りではない。

当該TMKの本店は、大阪府内に置くものとする。

7 応募に伴う費用負担

応募者等に生ずる本応募への参加にかかる費用は、すべて応募者等の負担とする。

第3 民間事業者の義務の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 リスク分担の考え方

(1) リスク分担の基本的な考え方

本事業におけるリスクは、「最も適切かつ低廉にリスクを管理できる主体がリスクを分担する」との考えに基づいて、病院機構と民間事業者の間で分担する。

(2) 予測されるリスクと責任分担

病院機構と民間事業者とのリスクの分担の概要は、〔別紙2〕「想定されるリスク分担（案）」に示すとおりとする。詳細については募集要項等に示す。

(3) 保険

病院機構は、民間事業者が本事業の遂行にあたり必要な保険を付保することを求める。

① 建設期間中

建設工事保険、第三者賠償責任保険

② 運営期間中

火災保険、施設賠償責任保険

2 民間事業者の義務の履行に関する事項

(1) 借地保証金

民間事業者は、病院機構に対し、定期借地契約締結と同時に、定期借地契約上の民間事業者の債務を担保するため、借地保証金として、病院機構の指定する期日までに病院機構の発行する納入通知書により、土地返還時の原状回復不履行時に原状回復費用に充当すること及び貸付



料の滞納時に貸付料に充当することを目的として、解体撤去費用相当額の 340,000,000 円と提案借地料の 12 ヶ月分の合計額を預託する。なお、病院機構は預託期間中に借地保証金に利息は付さない。また、提案借地料の 12 ヶ月分については、将来、借地料が増額された場合は増額することとする。

病院機構は、借地保証金については、民間事業者が事業場所を病院機構に返還した日から 2 ヶ月以内に、民間事業者から預託されている借地保証金から、民間事業者の病院機構に対する未払い債務などを差し引いた金額を返還する。

## (2) 定期借地権

民間事業者は、自己の有する定期借地権を転貸できないものとする。また、民間事業者は、原則として、自らの責任と費用負担によって定期借地契約の終了日までに本施設を除却し、事業場所を更地の状態で病院機構に返還しなければならない。なお、定期借地契約の終了日は運営期間の最終日から、12 ヶ月以内の解体撤去期間を経過した日とする。

## (3) 定期借地権及び本施設の譲渡

民間事業者は、自己の有する定期借地権及び本施設を譲渡できないものとする。ただし、事前に病院機構と民間事業者の間で十分な調整をした結果、病院機構がやむを得ないと判断した場合に限り、本事業の目的および民間事業者の提案内容から逸脱しないことを条件として、第三者に定期借地権及び本施設の譲渡を承認することがある。

# 第 4 本施設の事業場所、施設内容及び運営内容など施設条件に関する事項

## 1 事業場所に関する事項

本施設の事業場所に関する基本的な条件は次のとおりである。なお、付近見取り図、計画敷地図、インフラ供給施設整備状況、文化財調査範囲は資料 1～4 を参照のこと。

### (1) 事業場所の概要

所在地	大阪市中央区大手前 3 丁目
事業場所面積	約 5,400 m <sup>2</sup>

### (2) 法的条件

区域	市街化区域
用途地域など	商業地域
建ぺい率	80%
容積率	道路境界から 40m までの部分 800% 道路境界から 40m を超える部分 600%
防火・準防火地域	防火地域
日影規制	なし
主な地区の指定、条例等	都心部地区 駐車場整備地区
埋蔵文化財	事業場所内に埋蔵文化財未調査区域を有しており、平成 26 年

	度中に病院機構が調査を実施する予定。
--	--------------------

(3) 道路条件

前面道路	赤川天王寺線（事業場所東側）
------	----------------

(4) その他条件

供給インフラ	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業場所周辺のインフラ供給施設の整備状況は、以下のとおり。また、資料 3 インフラ供給施設整備状況図を参照のこと。ただし、民間事業者は、施設整備にあたって、自ら供給事業者と協議、確認を行うこと。</li> </ul>	
	電力	<p>前面道路（赤川天王寺線）に送電線路（特別高圧）がある。</p> <p>なお、施設の契約電力を 5,000kw と想定した場合の受電に関して電力会社に照会した結果、以下の諸条件が想定される旨、回答を得ている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>供給電圧〔交流 3 相 3 線式 20kV〕</li> <li>引込工事期間として申込みから概ね 14 ヶ月</li> <li>工事負担金は、常予備 2 回線で約 170 万円、3 回線スポットネットワークの場合は負担金無し</li> <li>引込位置は計画敷地の前面道路側の南端</li> <li>引込ケーブルの構内長は 50m で検討</li> </ul>
	電話	前面道路（赤川天王寺線）に電話配管が敷設されており、既存ハンドホールからの引込が可能。
	ガス	前面道路（赤川天王寺線）に中圧及び低圧導管が埋設されている。
	給水	大手橋線及び赤川天王寺線交差点付近に敷設されている 150φの本管から引込管 75φでの分岐が可能。
	排水	計画敷地の前面道路（赤川天王寺線）側に 800×800 の背割下水があり、排水は可能。ただし、埋設深さ、管底とも浅いため、ポンプアップが必要。
計画敷地	引渡時期	平成 27 年 4 月以降を予定
	使用条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>病院機構（成人病センター）との定期借地契約の締結</li> <li>その他条件等は、第 3 2 民間事業者の義務の履行に関する事項及び第 4 2 定期借地に関する事項その他本実施方針を参照。</li> </ul>
	引渡の状態等	<p>①引渡時の状態</p> <p>現有姿。ただし、埋蔵文化財の未調査区域（未調査区域は、資料 4 文化財調査範囲図を参照のこと。）のうち、背割下水埋設部分及び壁面後退部分を除いた部分については、平成 26 年度中に埋蔵文化財調査を完了し、埋戻した状態とする（予定）。既調査範囲については、駐車場として使用していたため、囲障、舗装、排水管、樹木等が残っている。</p> <p>②土壌汚染調査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>土地履歴調査 完了</li> <li>大阪市環境部局への届出 済（土壌汚染調査の必要性 無し）</li> </ul>

### (5) 病床について

現状は、事業場所（大阪市中央区大手前3丁目）のある大阪市内で、療養病床及び一般病床を有する新たな病院・有床診療所の開設は、基本的にはできないが、詳しくは、大阪市中央区保健福祉センター保健業務担当に確認すること。

<http://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000018122.html>

## 2 定期借地に関する事項

病院機構は、民間事業者が本事業を行うために事業場所に定期借地権を設定する。定期借地権は賃借権とする。

### (1) 定期借地の期間

病院機構と民間事業者との間で設定する定期借地契約の期間は、本施設の運営期間の概ね30年間に、本施設の建設期間、12ヶ月以内の本施設の解体撤去期間を加えた期間とする。

### (2) 定期借地の借地料

借地料の単価（年額/㎡）は、事業場所の東側路線価の2%（平成24年度は8,600円/㎡）以上であることを条件に、民間事業者が提案した額とする。

なお、民間事業者の提案により、建設期間及び解体・撤去期間の借地料については最大で免除、運営期間の開始日から3年間の借地料については最大で2分の1減額を可能とする。

また、民間事業者は、運営期間中の借地料（年額）を毎年、病院機構が指定する日及び方法により前納することとする。

基本協定締結日 ↓	設計・建設期間		運営期間		解体・撤去期間
事業期間	設計	建設	運営		解体・撤去
定期借地期間	提案	提案	概ね30年間		12ヶ月以内 で提案
借地料		提案 (最大で 免除)	提案 (最大で 1/2減額 (3年間))	減免なし (概ね27年間)	提案 (最大で 免除)

### (3) 借地料の改定

借地料は、定期借地契約締結から3年を経過後、4月1日付けで3年ごとに以下の方式により改定できるものとする。

借地料は、提案時点の最新の公表済路線価（路線価については、事業場所の東側道路の路線価。なお、平成24年時点の東側道路の路線価は430千円/㎡）と事業運営期間中の路線価の変動率を乗じることにより、経年による地価変動を反映して改定する。また、借地料が土地価格の変動または近隣の借地料に比較して著しく不相当となったときには、病院機構と民間事業者との間で協議をした上で病院機構は借地料を改定できるものとする。

借地料＝ 民間事業者が提案した借地料単価（年額/m<sup>2</sup>） × 借地面積（約 5,400 m<sup>2</sup>）（1 円未満の端数は切り上げる。）

改定時の借地料＝（提案時の借地料） × （1＋（路線価の変動率））

路線価の変動率＝（改定時の最新路線価－提案時の最新路線価）／提案時の最新路線価  
（小数点以下第 4 位を四捨五入）

### 3 本事業の要求水準

本事業の要求水準は次のとおりとする。

#### (1) 本施設の施設内容

##### ① 施設内容

重粒子線（炭素線）がん治療施設

年間 800 人以上の重粒子線がん治療への対応が可能な施設とすること。なお、治療室は 3 室以上とすること。

その他の施設内容は、原則として民間事業者の提案とする。ただし、本事業の目的に沿っていない施設については認めない。

##### ② 整備にあたっての条件

本施設の整備にあたっては、以下の整備条件等を踏まえること。

ア 敷地については現況渡しのため、既存の舗装、排水管、囲障、樹木などの撤去は民間事業者が実施すること。

イ 敷地については敷地境界から一定の壁面後退を設けることとする。（詳細は別添資料 2 参照）

##### ③ 配慮が必要な内容

本施設の整備にあたっては、以下の点に配慮すること。

大手前の立地	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 大阪府が平成 23 年 2 月に策定した「府立成人病センターの移転を前提とした大手前・森之宮地区の土地利用基本計画（素案）」との整合を図ること。 <a href="http://www.pref.osaka.jp/yodo/ohtemae_morinomiya_m/index.html">http://www.pref.osaka.jp/yodo/ohtemae_morinomiya_m/index.html</a></li><li>・まちづくりコンセプト「先進医療とにぎわいが複合するまちづくり」に沿った施設整備を行うこと。</li><li>・大阪府が整備する街区中通りの設置に協力すること。</li><li>○ 周辺環境、景観に配慮すること。（成人病センターからの景観、府庁本館・成人病センター等の周辺建物との調和、低層化など）</li><li>○ 敷地内の緑化に努めること。（屋上緑化など）</li><li>○ 工事期間中の周辺環境に配慮（騒音・振動対策など）すること。</li></ul>
--------	--

成人病センターの患者の療養環境等の確保	○ 成人病センターとの連携を考慮し、センターの患者等の利便性に配慮すること。 ○ 成人病センターの病室からの視界に配慮すること。
その他	○ ユニバーサルデザインに配慮すること。

## (2) 装置内容

### ① 装置内容

重粒子線（炭素線）がん治療装置

以下の必要設備は設置することとし、提案設備は設置を検討すること。なお、照射機器のポート数は4ポート以上とすること。

その他の装置内容は、原則として民間事業者の提案とする。

必要設備	○ 重粒子線がん治療に必要とされる設備。 ・イオン源および入射器 ・主加速器 ・ビーム輸送系 ・照射機器 ・制御機器 ・シミュレーション機器および診断機器 ・治療計画システム ・医療情報システム ・線量測定および品質管理機器 ・装置付属物品
提案設備	○ 重粒子線がん治療や診断のために設置が考えられる設備。なお、以下は例示である。 ・スキャニング照射設備 ・MRI ・CT ・PET ・超音波診断装置

## (3) 本施設の運営内容

### ① 運営内容

年間800人以上の重粒子線がん治療を目標として掲げることを条件に、運営内容は、原則として民間事業者の提案とする。

### ② 配慮が必要な内容

本施設の運営にあたっては、以下の点に配慮すること。

病院機構、成人病センター等との連携	○ 府の医療政策との整合を図ること。 ○ 治療にあたって成人病センターとの連携を図ること。 ○ 治療にあたって他の医療施設との連携を図ること。 ○ 成人病センター及び他の医療施設との具体的な連携については、事業者として決定した後、協議すること。
-------------------	---

適切な料金設定と安全性の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 既存施設の粒子線治療費とのバランスを考慮し適切な料金設定とすること。</li> <li>○ 患者・従事者の安全を確保すること。</li> <li>○ 敷地境界において放射線のモニタリングを実施すること。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 民間事業者は、未だ治療法が十分に確立していない難治がんについて、臨床研究を進め、治療プロトコルの検討・作成を行うこと。</li> <li>○ 成人病センターにおけるがんサージカルボードへ必要に応じ参加すること。</li> <li>○ 成人病センター等の医療関係者に研修の機会を設けること。</li> </ul>

#### 4 本事業に関する病院機構の関与

本施設の運営に関する病院機構の関与は次のとおりとする。

##### (1) 運営評価委員会（仮称）の設置

本施設は府の医療政策と整合を図りながら運営していく必要がある。そのため、病院機構としては、運営状況を確認し、必要に応じて助言や協議を行う「運営評価委員会（仮称）」の設置を予定しており、民間事業者は本委員会に参画すること。

##### (2) 成人病センターの民間事業者に対する支援内容

###### ① プロトコール（治療手順）の作成支援

民間事業者から治療プロトコール検討会議への参画・協力の要請があれば、成人病センターはこれを行う。

###### ② 治療計画にかかる助言等

民間事業者から治療計画の作成について支援の要請があれば、成人病センターは状況に応じて、治療計画にかかる助言等を行う。

###### ③ 患者紹介

成人病センターの患者において、重粒子線がん治療を実施することが望ましいと判断される場合には、患者の意向を確認した上で、重粒子線がん治療施設に患者を紹介する。

##### (3) 民間事業者に対する事業実施状況のモニタリング

病院機構は、民間事業者が本事業を適正に実施していることを確認するため、業務要求水準及び提案内容の達成状況についてモニタリングを行う。

###### ① モニタリングの実施時期と方法等

本事業の業務に対するモニタリングは、それぞれの業務の各段階で次のとおりとする。

実施時期	方法等
設計段階	基本設計および実施設計の完了時に、設計内容について確認を行う。
建設段階	施設の完成時に、施設・設備の内容について確認を行う。
運営段階	本施設の運営状況について定期的に報告を求め、確認を行う。

## ② モニタリング結果に対する対応

病院機構は、モニタリングの結果、民間事業者の業務内容が業務要求水準、提案内容及び基本協定、定期借地契約を明らかに満たしていないと判断される場合は、民間事業者に改善を求めることとし、民間事業者は病院機構の改善要請に従い、業務内容を改善すること。

なお、基本協定締結の日以降定期借地契約締結の日までに改善要請に従わない場合は、定期借地契約を締結せず又は基本協定の解除を行うことがある。また、定期借地契約締結後に改善要請に従わない場合は、定期借地契約の解除を行うことがある。いずれの場合も、病院機構は一切の責めを負わないものとする。

## 第5 契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項

契約の解釈について疑義が生じた場合、病院機構と民間事業者は、基本協定書及び定期借地契約書に定める方法等により誠意をもって協議するものとする。

本事業の契約に関する紛争に係る専属管轄裁判所は、大阪地方裁判所とする。

## 第6 事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項

### 1 事業の継続が困難となった場合の措置

本事業の継続が困難となった場合は、定期借地契約書に定めるところに従い、必要な修復その他の適切な措置を講じる。なお、この場合における基本的な考え方は以下のとおりである。

#### (1) 民間事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- ① 事業期間において、定期借地契約書に定める一定の事由が発生した場合は、病院機構は民間事業者に対し改善計画の提出を要求することができる。さらに、民間事業者の責めに帰すべき事由により定期借地契約に違反し、その違反により定期借地契約の目的を達することができないと認められる場合等、定期借地契約書に定める一定の事由が発生した場合は、病院機構は定期借地契約を解除することができる。
- ② ①の規定により、病院機構が定期借地契約を解除した場合、病院機構は定期借地契約書の定めに従い、民間事業者に対して損害賠償の請求等を行うことができるものとする。

(2) 病院機構の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- ① 病院機構の責めに帰すべき事由による債務不履行により本事業の継続が困難となった場合、民間事業者は定期借地契約を解除することができるものとする。
- ② ①の規定により、民間事業者が定期借地契約を解除した場合、病院機構は定期借地契約書の定めに従い、民間事業者に生じた損害を賠償するものとする。

(3) いずれの責めにも帰さない事由により事業の継続が困難となった場合

法令変更又は不可抗力その他、病院機構又は民間事業者のいずれの責めにも帰すことができない事由により、病院機構が本事業の継続が困難又は不要と判断した場合、病院機構は民間事業者と協議の上、定期借地契約を解除することができる。

## 第7 「関西イノベーション国際戦略総合特区」の区域指定について

事業場所については、平成25年2月15日「関西イノベーション国際戦略総合特区」の区域指定を受けている。なお、国等による総合特区制度の各種支援措置の適用を受ける場合は、一定の手続きが必要となる。(特区の計画期間は平成28年3月31日まで・手続きは支援措置ごとに異なっている)

## 第8 その他本事業の実施に関し必要な事項

### 1 実施方針に対する質問等の受付

実施方針に対する質問及び意見を次のとおり受け付ける。また、病院機構は、提出された質問及び意見について必要に応じその提出者にヒアリングを行うことがある。

- ① 提出方法  
電子メールにより提出すること。
- ② 受付期間  
平成25年7月1日(月)より平成25年7月12日(金)の午後5時まで
- ③ 実施方針に対する質問等の作成方法  
実施方針に対する質問及び意見は、この実施方針に添付する様式1「質問書」及び様式2「意見書」を利用して作成すること。  
なお、作成は、Microsoft Excel (Microsoft Excel 2002 に対応可能なバージョン) による。
- ④ 提出先  
この実施方針に添付する様式1～2 (エクセルファイル) に示す電子メールアドレスまで送



信すること。

## 2 実施方針に対する質問への回答・公表

質問への回答は、質問者の特殊な技術やノウハウ等、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると病院機構が認めるもの及び本事業に直接関連がない等の理由により回答を要しないと病院機構が認めるものを除き、平成25年7月下旬に、ホームページへの掲載により公表を予定している。

なお、訪問、電話などにより回答を求められても個別・直接に回答は行わない。

## 3 実施方針の変更

病院機構は、提出のあった質問等を踏まえ、実施方針の内容について見直し、変更を行うことがある。実施方針を変更した場合は、ホームページへの掲載により速やかに公表する。

## 4 募集要項等に対する質問・意見等の受付

募集要項の公表後、募集要項等に記載の内容について質問・意見等を受け付け、質問に対する回答を行うものとする。

具体的な日程は、募集要項にて提示する。

## 5 情報提供

本事業に関する情報の提供はホームページ等への掲載により適宜行う。

## 6 使用する言語、単位、通貨及び時刻

本事業において使用する言語は日本語、単位は計量法に定めるもの、通貨は日本国通貨、時刻は日本標準時とする。

## 7 担当部署

大阪府立病院機構本部 事務局

施設整備グループ

大阪市住吉区万代東3丁目1番56号 電話 06(6692)8472

## 〔別紙1〕 遵守すべき関係法令等

- ・借地借家法（平成3年法律第90号）
- ・医療法（昭和23年法律第205号）
- ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）
- ・健康保険法（大正11年法律第70号）
- ・健康増進法（平成14年法律第103号）
- ・薬事法（昭和35年法律第145号）
- ・老人保健法（昭和57年法律第80号）
- ・食品衛生法（昭和22年法律第233号）
- ・建築基準法（昭和25年法律第201号）
- ・都市計画法（昭和43年法律第100号）
- ・消防法（昭和23年法律第186号）
- ・建築士法（昭和25年法律第202号）
- ・建設業法（昭和24年法律第100号）
- ・労働基準法（昭和22年法律第49号）
- ・労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- ・河川法（昭和39年法律第167号）
- ・道路法（昭和27年法律第180号）
- ・駐車場法（昭和32年法律第106号）
- ・水道法（昭和32年法律第177号）
- ・下水道法（昭和33年法律第79号）
- ・景観法（平成16年法律第110号）
- ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法：平成12年法律第104号）
- ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法：平成18年法律第91号）
- ・建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）
- ・エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）
- ・航空法（昭和27年法律第231号）
- ・電波法（昭和25年法律第131号）
- ・ガス事業法（昭和29年法律第51号）
- ・高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）
- ・電気事業法（昭和39年法律第170号）
- ・騒音規制法（昭和43年法律第98号）
- ・振動規制法（昭和51年法律第64号）
- ・水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）
- ・大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）
- ・土壌汚染防止法（昭和45年法律第139号）

- ・放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和 32 年法律第 167 号）
- ・文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
- ・個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）
- ・地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）
- ・遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成 15 年法律第 97 号）
- ・会社法（平成 17 年法律第 86 号）
- ・資産の流動化に関する法律（平成 10 年法律第 105 号）
- ・大阪府建築基準法施行条例（昭和 46 年大阪府条例第 4 号）
- ・大阪府景観条例（平成 10 年大阪府条例第 44 号）
- ・大阪府屋外広告物条例（昭和 24 年大阪府条例第 79 号）
- ・大阪府福祉のまちづくり条例（平成 4 年大阪府条例第 36 号）
- ・大阪府安全なまちづくり条例（平成 14 年大阪府条例第 1 号）
- ・大阪府自然環境保全条例（昭和 48 年大阪府条例第 2 号）
- ・大阪府温暖化の防止等に関する条例（平成 17 年大阪府条例第 100 号）
- ・大阪府生活環境の保全等に関する条例（平成 6 年大阪府条例第 6 号）
- ・大阪府暴力団排除条例（平成 22 年大阪府条例第 58 号）
- ・大阪市建築基準法施行条例（平成 12 年大阪市条例第 62 号）
- ・大阪市都市景観条例（平成 10 年大阪市条例第 50 号）
- ・大阪市建築物における駐車施設の附置等に関する条例（昭和 39 年大阪市条例第 93 号）
- ・大阪市自転車駐車場の附置等に関する条例（平成 22 年大阪市条例第 4 号）
- ・大阪市火災予防条例(昭和 37 年条例第 14 号)
- ・その他、本事業に係る法令等（施行令、条例、規則等を含む。）

〔別紙2〕リスク分担（案）

リスクの種類		リスクの内容	負担者	
			病院 機構	民間 事業者
契約リスク		病院機構の要因により民間事業者と基本協定若しくは定期借地契約が結べない、または契約手続に時間を要する場合	○	
		民間事業者の要因により機構と基本協定若しくは定期借地契約が結べない、または契約手続に時間を要する場合		○
機構が提供した情報に係るリスク		募集要項等の誤り、内容の変更に関するもの	○	
資金調達リスク		民間事業者の資金調達に関するもの		○
制度関連リスク	政策変更リスク	政策変更により、本事業が変更、中断ないし中止される場合	○	
	法制度リスク（診療単価の変動は除く）	法制度の変更、新設（本事業に直接関連するもの）	○	
		法制度の変更、新設（上記以外のもの）		○
	診療単価の変動	診療単価の変動		○
	許認可リスク	病院機構が取得すべき許認可の遅延や取得できない場合	○	
		民間事業者が取得すべき許認可の遅延や取得できない場合		○
	税制度リスク	民間事業者の運営や利益に係る税の変更・新設		○
		上記以外の一般的な税の変更・新設		○
社会リスク	住民等対応リスク	本事業そのものに対する反対運動・訴訟・苦情・要望に関するもの	○	
		民間事業者が行う提案内容に起因する反対運動・訴訟・苦情・要望に関するもの		○
	周辺影響対策リスク	民間事業者が行う業務の要因による騒音、振動、有害物質の排出・漏洩等の周辺への影響対策		○
	第三者賠償リスク	民間事業者が行う業務の要因により、第三者に損害を及ぼした場合（施設の劣化及び維持管理の不備による事故に起因するものも含む）		○
債務不履行リスク		病院機構の債務不履行に起因する事業の中断・中止	○	
		民間事業者の債務不履行に起因する事業の中断・中止		○
不可抗力リスク		自然災害、戦争、暴動、テロ等の不可抗力		○
金利変動リスク		金利の変動		○
物価変動リスク		物価の変動（インフレ・デフレ）		○
地価変動リスク		事業場所の地価の変動		○
測量・調査リスク		病院機構が実施した測量・調査に関するもの	○	
		民間事業者が実施した測量・調査に関するもの		○
埋蔵文化財リスク		事業場所において、遺構・遺物が発見された場合	○	

リスクの種類		リスクの内容	負担者	
			病院 機構	民間 事業者
設計リスク		機構の要因による設計変更に伴う遅延や工事費増大	○	
		上記以外の要因による設計変更に伴う遅延や工事費増大		○
用地リスク		事業場所の確保（既存建築物の撤去を含む）に関するもの	○	
		事業場所の瑕疵（土壌汚染を含む）に関するもの	○	
		事業場所以外に、資材置場等の用地が別途必要な場合		○
建設リスク	工事遅延リスク 工事費増大リスク	病院機構の要因による工事遅延、工事費増大	○	
		上記以外の要因による工事遅延、工事費増大		○
	工事監理リスク	工事監理の不備に関するもの		○
	工期・工程の変更リスク	病院機構の要因による工期・工程の変更	○	
		上記以外の要因による工期・工程の変更		○
性能未達リスク	施設の要求性能不適合に関するもの		○	
維持管理リスク	施設劣化リスク	施設の劣化リスク		○
		第三者による施設の損傷		○
運営リスク	需要リスク	患者数の増加・減少		○
	医療リスク	民間事業者の医療行為によるもの		○
契約終了	建物除去	建物の除去に伴う費用、及び諸手続きに関するもの		○
		用地の原状回復（事業者起因した土壌汚染を含む）に関するもの		○

○：主分担